案 件 名 称 : スグクル社 車両販売管理システム

作成日 2018 - 05 - 24

作成者

OH 川島 智弘 _ 查閱

OH 18,5,24

<業務節用設定>

・販売管理 受注 → 仕入→ 出荷 → 請求 → 回収
※仕入以外の業務は授業内で学んだBtoBのケースに準ずるものとする。

<現行業務内容>

◎概要

- ・スグクル車販株式会社では大小約500社の古車販売業者に対して車輌の受注売買を行っている。
- ・一般顧客向けの販売は基本的に行っていない。
- ・会社規模は社長・事務員を含めて10名程度である。
- 現在コンピュータシステムは一切導入されていない。PCにおける表計算程度の管理を行っている。
- · 所在地 : 大阪市 住之江区
- ・給与形態:完全売上歩合制(別途記載)で確定申告等は全て社員本人が行う為、給与は全額が支給される。
- ・車輌の調達・売却は主に関西~関東一円の車輌オークション会場である。
- ・販売形態は下記の2種類存在する

買注文:業者より買いの注文が入る。仕入は主にオークション会場より該当車両を落札し仕入れる。 売注文:業者より売りの注文が入る。売却は主にオークション会場へ該当車両を出品し売却する。

・車輌調達担当者の給与は完全歩合制で、売買手数料の1/2である。

◎買注文

- ・受注は主に電話にて行っている。受注は事務所に常駐している事務員にて行われる。
- ・買注文が入ると事務員はメモを取り、営業担当者へ車輌調達指示を与える。
- ・一回の受注で複数台の注文を受けることが多い。
- ・得意先から営業担当者へ直接受注が入る場合が多くある。
- ・営業担当者が自ら営業活動を行い、新規業者から受注を発生させる場合もある。
- ・営業担当者は業者と電話連絡を取りながら車両・調達希望予算・程度等を打ち合わせている。
- ・オークションにて落札する車輌は一回あたり平均10台である。
- 予算オーバーや該当車種が見あたらない等で落札が出来ない場合は「買注残」扱いとして記憶管理している。
- ・買注残車両は他のオークション等にて再検索する事になるが、条件や予算の見直しが発生する場合がある。
- ・落札出来なかった車両は、業者にて買注文が取り消される場合も有り得る。
- ・オークションにて車輌を一元管理しているのは『出品番号』である。
- ・落札した車輌は営業担当が陸送業者を手配し、会場から搬出・運搬・納品する。
- ・自走可能な物に関しては営業担当者が自走して持ち帰る場合も有り得る。
- ・当日落札した車輌の一覧として仮計算書をオークション主催会社より現地で受領する。
- ・落札車輌の関係書類は当日オークション主催会社から受け取る。
- ・出品者がまだ書類を提出していない場合は後日オークション主催会社から受け取る事になる。
- ・書類受取の期日は落札後一週間で、それ以上となるとオークション主催会社へペナルティーを請求できる。
- 出品者都合で落札が取り消される場合は、キャンセル委託金がオークション主催会社より入金される。
- ・オークション翌営業日にオークション主催会社よりオークション計算書がFAXされてくる。
- ・オークション計算書を基にしてオークション主催会社への支払い準備を行う。

- ・落札した車輌代金(諸手数料・名義変更保証金・消費税・自動車税預かり金等)はオークション開催日を 会め7日以内に銀行振り込みにてオークション主催会社へ支払わなければならない。
- ・支払いが遅延すると次回以降のオークション利用が出来ないシステムとなっており、支払い遅れは許されない。
- ・購入車輌はオークション計算書を基にして事務員が台帳記入(手書き)を行っている。
- ・落札車輌の諸手続完了後、事務員にて台帳の消し込み作業を行う。
- ・業者へ請求する購入車輌代金は『落札価格+オークション諸経費+買手数料』で決定する。
- ・買手数料(売上)は基本的に一台一律3万円としているが、予算の都合にあわせて増減させる場合がある。
- ・落札した車輌の登録状況によって手続きが異なる。
 - 1) 登録ナンバー付車輌の場合
 - ・検査付車輌の書類を受領した後、当該オークション開催日の翌月末までまたは、名義変更の期限が指定 されている場合、指定日までに名義変更手続きを完了し、速やかに検査証の写しをオークション主催会社へ 提出しなければならない。
 - ・今年度分の残り自動車税をオークション主催会社へ仮納税する(自税預かり)。 ※自税預かり:落札車両台、成約落札料と共に自動車税相当分として請求される。(軽は一律1万円)
 - ・基本的に即、移転登録(名義変更)又は抹消登録(廃車)を行う。手続きは営業担当者が行う。
 - ・ 落札後の車輌手続きによって自動車税(自税預かり)の処理が異なる。

①移転登録

- ・完了後、新しい車検証をオークション主催会社へFAXし、移転登録完了を伝える。
- 移転登録の場合は、自税預かり分は返金されない(残月分の自動車税として納税される)。

②抹消登録

- ・完了後、抹消登録を証明する書類をオークション主催会社へFAXし、抹消登録完了を伝える。
- ・抹消登録の場合は、落札時に支払った自動車税の預かり分が返金(還付)される。
- 2) 登録ナンバーが既に無い車輌の場合(抹消登録済み)
 - ・特になし

◎売注文

- ・受注は主に電話にて行っている。受注は事務所に常駐している事務員にて行われる。
- ・売注文が入ると事務員はメモを取り、営業担当者へ車輌売却指示を与える。
- ・お得意様の業者から営業担当者へ直接受注が入る場合が多くある。
- ・出品車両はオークション開催前日までに必要書類を揃えてオークション会場へ出品する。
- ・営業担当者は業者と電話連絡を取りながら売却希価格・出品会場等の打ち合わせを行っている。
- ・オークションへの出品に先立って業者とスタート価格・希望価格を設定し、希望価格を上回れば売却する。
- ・希望価格の値が付かない場合や入札が無い場合はオークション流れとなり、「売注残」扱いにとして管理している。
- ・売注残車両は次回オークションや別会場等にて再出品する事になるが、希望価格の見直しが発生する場合がある。
- ・落札されなかった車両は、業者にて売注文が取り消される場合も有り得る。
- ・オークション出品料(諸経費)は全て業者に請求する。